地方の実情に適応する方策」をとるべきことを強調していた。

大正期 の五つの要綱を確定するとともに、 柏 互諧和、 彼此共済、 Ŧi. 個人的自覚 その実施にあたって、 一勤倹力行、 との趣旨を実際に活用するために「民心を機の動くに察し、善導啓 生産資金ノ増殖、 生活ノ安定にわたっている。 そして、 政府は、 ح

民力涵養計画は、 米騒動と第一次大戦後の「戦後経営」の方向づけとして、 物価騰貴と社会不安が高まるなかで国民生活

充実としてかかげ、それを体系づけ、 国民的運動として推し進めようとするものであった(『内務省史』第一巻)。 自治功労者の表彰をかねて民力涵養大会を開催

神奈川県ではとの年の十月十五・十六日に、

とうした政府の意向を受けて、

した。 各方面を代表した来会者は千二百九十六名にのぼっていた。 との神奈川県自治功労者表彰民力涵養大会には、 中央から元内相一木喜徳郎、 内務省地方局長添田敬一郎を招き、

資本家にはその利潤を「公益」 を強調していた。 各国がともに を持続しようとするならば、「挙国一致即ち国土の一畝を遺さず国民の一員を剰 さず 大に発奮努力しなければならないとと」 ということが「自治の真髄」であると説き、「自治即ち自己が自己を支配すると言ふことは偉大なる力を持って居るものであ の」のもつ「非常なる力」についての意味を力説していた。との点について、井上は、「自己の運命を自分の責任で定める」 がら長時間にわたる演説を行っている。 との大会において、 同時に世の中の進歩発達と言ふ事も此の力を除いて他に期待することは出来ない」と述べていた。こうして、世界 「非常なる焦熱の火中」におちいり、「苦心惨憺」「臥薪嘗胆」 また知事は、 井上孝哉知事は、 のために還元すること、 労働問題が必然的にひきおこされてくる状況、 井上の講演は、 自治の振興ならびに民力の涵養に関する問題について、 労働者には「節利と規律」を要求し、それぞれの「自分の利益」のた 国家秩序をいかに振興していくかという視点から、 の状態にあるなかで、 物価が暴騰してくる社会状態の推移のなかで、 さまざまな事例を織りまぜな 日本国家が まず「自治なるも 「優勝の地位」

ポリではが終からず仍で銀杯一組を 市町村場行後三十年以上村長の破に 助六等 伊東 春鶴

型所郑荣山村及 通過都公司村長

機械都都省村回助役 足柄下那止肥村長。全代、駐職 中郡東操野村長。 可代六大郎

並に祀念品を授與したり

初男者六十四名に対し夫々決彰状

め

K

奮闘しながらも

「国家の利益」

を擁護する義務への自覚をうながしていた。こうして、

じめとする諸対立を認めながら、

さらに、

政治家、

役場吏員、

町村民のい

井上は社会における階級対立をは

れとも対立しつつ「バランス」を保ち、

急激な社会変化を阻止すべきことを説

本野民力福祉大会は環境の如く十 比似せられたるが主なる水域には 日午前十時間地紀公隣所行館に 表彰六十餘名ご實行協議會

三洲那紫山村收入役2 三洲那紫山村收入役2 三洲那紫山村间上 灰鳥 林密三洲都紫山村间上 灰鳥 林密

村代理然用地方局段、煤市會沒姓、市內宣公衛及、煤市會沒姓、與米爾院

足柄下都上肥村讲祀 中都南至野村谢祀 大庭 住吉中都崇野町書祀 安居是费夫郎 高序都离村寄见 小野洋爱七精树部城鄉村讲起 加盟古太郎 中郡比少名村 侍犯 小林安元郎

る

念の強調は、

民衆にすべてのできごとを「知らし」め、

そして、

国家秩序を

和を投與し之を表形す 间间 横倒群大綱村以送町

を伸進し都倉氏以下左の如く自治を伸進し都倉に以下左の如く自治をない。 さい

表彰式に野郷

性,空間所可以及 河村政大郎 河上村村城村 新田 原助 三浦郡浦到町町城县 飯田街九郎 高坂郡都岡村町上 楼梯 傳造 民力涵養大会を報ずる記事

保土ケ谷町町減り中別村同上 小谷

小林三左桥門

『横浜貿易新報』大正8年10月15日付から

5

ていた

(資料編

11近代・現代(三量)。

がたいへんに密接であったが、 をとっていくべきであると、 また、 内務 省地方局長添田敬 その事情を説いていた。 とれから 郎は、 これまで日本社会は、 は 「横の連絡」「国民相互の連絡 そして、 「上下の関係」 添田は、 一市

町村住民が各自自己の責任を自覚して、 斯ふ言ふことに相成って来なければならぬ」と話していた。 而して其町村の将来の為めに奮闘 との自治観 す

とうした主張は、 つくりだすために「尽力すべし」「倚らしむべし」という理屈になってくる。 地域を建てなおすために個々の人びとの自発的な協力をひ

ぱりだすことに重点をかけていることがわかる。

このような雰囲気のなかで、「上下の関係」を中心とする整然たる「タテ」

じてこれを取捨選択する方式をとっていくことを申し合せている。 社会の秩序をつくりなおすために、 める便法として、 民力涵養の実行要目について、 「横の連絡」 1 それぞれの土地の事 3 コ 社会 0 関係を 情に応 強

大正期 実行要目 民力涵養 そこで、この大会において、「民力涵養実行要目」に関する協議会を開いた。 との協議会は、 横浜市長久保田政

かく具体的に列挙してある(資料編 11近代・現代⑴亖?)。そして、内務部長の発言に基づいて、議事は、 まず県内務部長大島直道がいま述べた趣旨にたって民力涵養実行要目を提示した。との実行要目は誰にでも解るようにこと細 せしめるために、「土地土地ノ情況」に応じて取捨選択する余地を残してあるその「要目」を討議することを狙いとしていた。 問を座長にして、民力涵養の訓令要綱の各種の事項を広範囲にわたり網羅している「実行要目」案の趣旨を徹底 「要目」にもられてい

次のとおりである 適切な加味選択を行い、町村本位の「実行要目」を設定することを満場一致で可決していった。両者の発言の一節を掲げると るととがらをめぐっての質疑応答からはじまった。そして、一、二の質問と応答があって、橘樹郡大綱村村長飯田助夫の発議 と橘樹郡長の説明により、 (資料編 11近代・現代⑴三六)。 県作成の「実行要目」をめぐって各町村自治体が自由に検討し、 県の調査資料に基づいてそれぞれ

大綱村長 ス、又斯ク県下ノ御集リノ各地方ノ情況ニ当嵌メマスコトハ、所謂農村ニシテモ自カラ農村ト致シマシテ天ノ地勢、 マシテ、之ヲ各市郡ニ提出シテ、サウシテ之ヲ市郡カラ司会者ノ方へ発表サレルヤウニ煩ハシタイノデアリマス ニシテ居ル場合モアリマスガ、悉ク之ヲ実行スルト言フコトニハ参リマスマイデアラウト思フノデアリマス、仍テ各市町村ガ此意見ヲ纒 市町村ヲ単位ト致シマシテ、是等ノ市町村ガ其実行等ニ付キマシテ、玆ニ其調査資料ガアリマス、此調査資料ノ中ニモ各町村ノ事情等ヲ異 所謂準備ナクシテ其事ニ臨ムト言フコトハ頗ル危険ナコトデ、之ガ適切ノ成案ハ得ラレマイト考へル、……自分ノ意見ト 致シ マシ テハ、 諸種ノ点ニ於キマシテ一律ニ之ヲ律スルト言フコトハ少シク無理ノ点ガアリハセヌカト気遣フノデアリマス、夫故ニ此示サレテゴザイ 一応申上ゲマス、此実行要目普及ト言フコトハ、僅カノ時間デ出来マスレバ結構デゴザイマスガ、 此実行要目ヲ此場合討議致シマスト言フコトハ、中々重大問題デアリマシテ、 慎重審議ノ下ニソレヲ決メナケレバナラヌノデ 事柄ガ多岐ニ 古来ノ慣習、 一渉ッ テ居リ 職業ノ異

ルト言フコトニ致シタイト言フ私ハ希望デアリマス

マスル調査資料ノ中ノ適切ノ事項ヲ、各町村ノ実行要目ニ取捨シテ、

又町村ニ銘々適切ノ事項ヲ尚ホ加味シテ、町村限リデ実行要目ヲ決メ

90

等は適当に選定せられたし」(『横浜貿易新報』 大正八年十一月五日付)。 こうして一九一九年の末から二○年にかけて 民力涵養運 うとするのは、 は十一月四日に、 づいていた。この協議の結果、民力涵養運動の「実行要目」は各町村単位で適切なる方策をとることとなった。その後県当局 動を拒否していた。その主張にみえるように、 受けとめ、協議会で確認したように、 の方法を考案すべきであるという考えかたは、 案を受けて「力メテ早ク」ということで決定した。との運動を効果的に普及させるためにそれぞれの地域の条件におうじてそ あらわれている。そして、それぞれの町村で「実行要目」を設けることの時期に関しては、 との二人の発言のなかには、 「到底町村協力シテヤルニアラザレバ、常ニ強制致シマシテモ画餅ニ属」する 各町村毎或は便宜数ケ町村聯合して開催し或は数種の合同と併せて開催するも妨げなし、三 「民力涵養通牒」として次のような事項を各郡市に通牒したのであった。「一 各郡市主催として協議会を開 民力涵養運動を地方や地域でどのように受けとめ推進したらよいかという積極的な態度がよく 細目は「自治体ノ自由」にまかせるという方法をとり、上から画一的に強制力をとる運 内相の訓示などにも示されていた。 自発的・自主的に町村単位で「実行要目」をたてて適切な運動方法をあみだそ しかも、 橘樹郡長の「今月一杯」という提 地方自治体の指導者がその趣旨を (橘樹郡長)という考えかたに基 期日場所方法

民力涵養実施の事情

動は地域におろされて推し進められることとなった。

村の実行要目 をとりあげてみることにする。 では、この運動は具体的にどう進められていったであろうか。いまその動きについて、 橘樹郡大綱村の場合

大正期 画をたてた。 大綱村は一九二〇(大正九) 当初、との会の講演予定者は、 年三月一日に村主催の「地方改良民力涵養通俗講演会」を開催して民力涵養の普及をはかる企 内野台領 (東京高等師範学校講師)、上野清助 (県会議長)、岩崎治郎吉

松坂秀天 (宝泉寺住職)、 のであった。 しかし村からの正式依頼が、 斉藤賢義 (本慶寺住職)、飯田干城 講演会開催日より一週間前の二月二十四日でさしせまったころであったせいか、 (海軍少佐) の六名であり、「本村出身者知名」の者を中心とするも 病

気や先約やらでほとんど出席をうることができず、どうやら、この日は他のスケジュールで会をもつこととなった。 大綱村長飯田助夫による『大正九年自一月至六月地方改良民力涵養関係書類』によると、そのスケジュールは次のようなも

のであった。

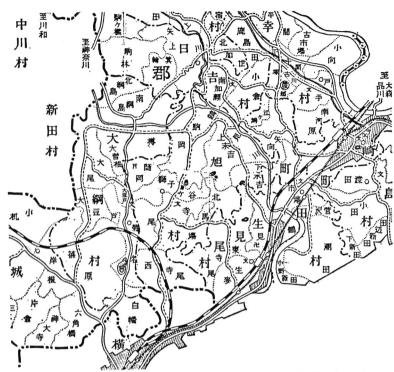
琵琶

議会 一同着席 六 農産増収并ニ節米ニ就テ 開会ノ辞 三 戊申詔書奉読 (郡農会長) 七 四 補習教育奨励ニ就テ(大綱尋常高等小学校長) 地方改良、 民力涵養ニ就テ(大綱村長) 五. 八 民力涵養実行要目協 余興 (前後)一回薩摩

はこう記録している。「余興ノ琵琶ハ本村出身者錦心流琵琶教授吉田葦水先生ノ常陸丸、 運動の意味についての説明や、 いての理論面からの村民教化であるとするならば、 当日の村民の出席者は約三百二十名、約二、三戸に一名の割合の出席率であり、 農産物の増収、 節米および補習教育の奨励にかんする講演が、民風作興、 余興の琵琶は、村民の感覚に訴えての教化であったといえよう。 「記事」 なかなかの盛況であった。 川中島, ノ弾奏アリ、 民力涵養の趣旨につ 其ノ巧妙ナル発 村長の民力涵養

50 音ト弾法トニー同ヲシテ心酔セシメタリ」と。村民を運動にひきつけるひとつの手段として かなり の効果があったといえよ

ところでこの村の民力涵養の「実行要目」を決定するための協議も、 さきに示したスケジュールにあるとおり、 との大会で



橘樹郡大綱村と付近の村むら

字句の修、

補正を行って決定したのである。 議案要綱を小学校長が説明し、

その 11 近

代・現代(1)三()。

大綱村民力涵養実行要目

実行要目」とは以下のとおりである

(資料編

『大正4年橘樹郡統計一覧』から

を配付し、

長飯田助大夫を座長にすえて、

出席者全員に協議案

一、二の

行われていた。すなわち、村長の父親である村農会

実行要目

国家観念ヲ養成スルコト

訓令第一要綱 立国ノ大義ヲ闡明シ国体ノ精華ヲ発揚シテ健 全

社寺ノ構外ヲ通行スル際ハ叩頭シテ敬意ヲ 表

軍人分会員、

青年団員参拝スルコト

村社ノ祭式及村主催ノ追悼会ニハ小学校児童、

毎朝祖先ノ霊位ヲ参拝スルコ

三大節及ビ其ノ他ノ祝祭日ニハ各戸国 旗 ヲ 掲

揚

ス

ス

ル

ルコト 高貴ノ御肖像ニ対シテハ之カ取扱ヲ鄭重 = ス ル コ

ナ

ル

۲ (との項目後日追加-

-筆者注)

訓令第二要綱

実行要目

立憲ノ思想ヲ明鬯ニシテ自治ノ観念ヲ陶冶シテ公共心ヲ涵養シ犠牲ノ精神ヲ旺盛ナラシムルコト

部落的感情ヲ去リ公共ノ福祉ヲ図ルコト

納税義務ヲ怠リ又ハ納期ヲ誤ラザルコト

言責ヲ重ンジ実践躬行ノ美風ヲ涵養スルコト

訓令第三要綱

世界ノ大勢ニ順応シテ鋭意日新ノ修養ヲ積マシムルコト

優良ナル書籍雑誌ヲ購読シテ日新ノ智識ヲ修ムルコト

実行要目

訓令第四要綱

補習教育ヲ奨励スルコト

相互諧和シテ彼此共済ノ実ヲ挙ケ軽進妄作ノ憾ナカラシムルコト

実行要目

隣保相助ケ組内ノ改善発達ヲ図ルコト

訓令第五要綱 勤倹力行ノ美風ヲ作興シ生産ノ資金ヲ増殖シテ生活ノ安定ヲ期セシムルコト

農産増収ヲ図ルコト

時間ヲ励行スルコト

実行要目

- 一 冠婚葬祭ニ際シ冗費ヲ節シ地方改良費ニ寄付スルコト
- 一 混食米ヲ奨励スルコト
- 一 貯金ノ励行ヲ期スルコト

道路ヲ愛護スルコト

知る有力な手がかりとなる。 ととには、 村の民力涵養運動の進め方の具体的な姿がよく示されている。とりわけ、 しかも、 ここに掲げられていることがらは、 県の「民力涵養実行要目」の基本線と深く関係し、 「実行要目」は町村での運動の実態を

かつその要目を具体化している向きが非常に強い。 村民参加 大綱村の場合、 前年の秋、 県主催の民力涵養大会の協議会において、町村単位の「実行要目」を自発

止しながら、 境のなかで位置づけなければならないということに集約されていた。 精神を尊び、個人の利害を越えての自覚と大和魂の涵養をうながしながら、いまや五大強国のひとつとなった日本を、 点にのぼっていることがらをかいつまんで整理してみると、 ルノミ」、内海文学士「民力涵養三根本義」、 あったようだ。 的 日本の伝統的な国家意識を町村から盛り上げていこうとした点にある。 実際、三月十七日にも、この村では民力涵養講演会を開催し、松本教正「自己を知れ」、 自主的に設定することを提唱した飯田助夫を村長としているだけに、ことのほか運動を進めるのには熱心で 飯田助大夫「薩米混食ニ就テ」という講話が行われていた。とこで講演会での論 西欧の個人主義を排斥し、 その共通した考え方は、 国民としての義務を強調して、 西欧のデモクラシーの思想を防 椿教正 「唯此一途ア 犠牲 国際環

もとより地方や地域における民力涵養運動が大綱村のようなところでの限定された動きであるならば、この運動を一般化す



菊名の妙蓮寺

県史編集室蔵

割を果していたとみてよい。

と国内のデモクラシー状況への対決の意味をこめた政策として大きな役

て進められていることを考慮すると、民力涵養計画は、

ることは困難であるかも知れない。しかし、

堕落したものであるかを対比していた。 戦争に殉じた人びとの大和魂を顕彰しつつ、今日の社会の実情がいかに る。その文章のなかで村長は、 強く意識されていることは、 催していた。この追悼会が民力涵養運動のひとつとして村の指導者層に Ļ ルモノヲ世界史ノ上ニ特筆セシメタル戦争」であることを強調し、 降誕祭の日、 をもってくりひろげられていった。たとえば大綱村では四月八日の釈尊 今ヤ社会ハ欧州戦乱ノ影響ヲ受ケ政治、 したがって民力涵養運動は、 あわせて陸軍士官学校教官と教談師を講師に迎えて通俗講演会を開 菊名の妙蓮寺で「日清・日露戦死病没者追悼会」を挙行 飯田村長の当日の追悼文をみてもよくわか さまざまな機会をとらえて種々のかたち 日清・日露戦争は「我国ノ所謂大和魂ナ 経済、 教育等ノ各方面ニ亘リ非常ノ大 その

真聲、 変化ヲ斎ラシ、殊ニ欧米ニ於ケル思想上ノ変化ハ我国ニ侵入シ来リ事ニ当ツテ 忠実ヲ欠クノ風アリ、就中近時頻々トシテ起ル怠業沙汰ノ如キハ洵ニ我

との運動が広範囲にわたっ

諸列強との対抗

事」で、これらは全会一致で可決されていた。

応のなかに、

大和魂ニ対スル怨敵ナリ

との一文に追悼会のもつ意義を集約的にとらえることができよう。

目標あるいは組織の引締め等々を検討してみてもあきらかなように、 目案」に「補習教育ノ奨励ニツキテハ尚一層ノ努力ヲナスコト」というようなことをはじめ農産物の栽培方法についての努力 (第二支部)、「予算表」(第一支部)、あるいは「壮丁学力補習会」に関する諸資料をみても、 なおとの村における民力涵養に関する意欲的・組織的な諸運動の精神と方法は、 かたちを変えて村域に浸透していた。 大綱村青年会の「大正九年度実行要目案」 またたとえば第二支部の

民力涵養運動の実績

基き男女補習教育の完備を期する事、 は「一 自治民育策に関する各種講話会講習会を開き又は先進地方の視察を行ふ事、一 大正七年十二月郡令第四号の精神に 品評会褒賞授与式を行い、民力涵養実行要目を協定し、運動へのとりくみの態度を表明していた。その「実行要目」の基本線 協 民力涵養 議 民力涵養運動が広範に進められていった一例をあげておこう。神奈川県下愛甲郡では、一九二〇(大正九) 月十日に七百名の参加者のもとに郡教育会、 産業組合、 農事実行組合、 青年団、 神職支部会連合総会、 養蚕組合、 商工業に関する同業組合の普及発達を図る 地方改良功績者表彰式、 地主会米麦

「民力涵養大会=盛なりし愛甲郡の諸総会」 運動が経済活動を基礎にすえ、 経済的な混乱を解決しようとする努力のうえに立って、 と新聞の見出しに使われるほどに、 地方改良、 民力涵養をめぐるこのような反 人びとの統合をはかって

業振興をはかりながら、

村落とか村の組織化を促進し、

いくという傾向をとらえることができる。このことは、

第7表 1920年地方改良民力涵養講習会の時間割とテーマ

71,711,6											
	9 時-10時 10時-11時 11時-12時	13時—14時 14時—15時 15時—16時									
6月14日	知事訓示 二条嘱託 (自治ト国民 修養)	地方課長 (地方事務/ 整理)									
6 "15"	熊坂嘱託(民力涵養)	衛生課長 (伝染病予 防ニ就テ)									
6 "16"	社会課長(社会事業 会計課長(地 方財務)	二条嘱託 想談会 懇談会									
6 "17"	農務課長(穀物検査 地方課長(地 ニ就キテ) 方事務ノ整理)	会計課長(前出) 協議会									
6 "18"	社会課長(前出) 修了式	市内視察									

『大正9年6月地方改良民力涵養関係書類』 から作成

た。

七表のようになる。 との講習会は県下の郡市町村からの代表者

が強かった。

しは書記)を対象として行われたものであり、

郡市、

いは、

家を下から支えていく道につながっていくのである。

推し進めることこそが、民衆の「国家観念」の養成、

服するために、民衆の教化を強めていくという地域社会の再編成の方向づけともなってい そして「健全なる思想」の涵養とか「富力」の増進をそれぞれ地域の条件に基づいて 「自治精神」の陶冶につらなり、

こうしたなかで、

前年の県が

音頭をとった

民力涵養計画の 「実行要目」

の協議や、

ある

 $\overline{\mathbf{k}}$

ても地方改良・民力涵養講習会を行っていた。参考までにそのスケジュールを掲げると第 町村の運動の盛り上がりの過程をへて、一九二〇年六月中旬には、 県におい

からことにする。その講義は以下のような項目で行われていた。

いまととでは講習会については「民力涵養」のテーマについてだけとりあつ

したがってとれは指導者講習 という 性格

(郡市では書記、

町村では町村長あるいは助役な

民力涵養上我国民ノ反省スベキ諸点

1

各国富力ノ比較

2

労働能率減退

3

民力涵養

発明発見ノ能力 4

体力 5

国家的奉仕

6

を克

地域の経済諸団体を中心として産 「思想ノ悪化及風俗ノ頽廃」

善

2

公民教育)三

世界文化ニ対スル貢献 7 情操ヨリモ理性的 8 他動的 ヨリモ自動的

国民自覚ノ事例

戦争中ノ発明発見 2 最近実業ノ発達

Ξ 民力涵養訓令ノ五大要綱

訓令第一要綱

(国家的自覚―立国ノ大義、

国体ノ精華、健全ナル国家観念)

2

訓令第二要綱

(統治的協力―立憲ノ思想、

自治ノ

日新ノ修養

4

訓令第四要綱

犠牲的精神)

3

訓令第三要綱(世界的自覚―世界ノ大勢、

観念、 的協力—相互諧和、 精神的協力―公共心ノ涵養、 彼此共済)

四

1

郡制定ノ実行要目

2

5 訓令第五要綱 (個人的自覚ー勤倹力行、生産資金ノ増殖、生活ノ安定)

実行要目(覚醒改善ノ標的 市町村制定ノ実行要目 3 各種団体ノ実行要目

府県ノ事例 1 申合規約 五

要目ノ励行ニ就キテ 戸主会、 自治協会等ノ実行団体 3 小学校、 補習学校、在郷軍人分会等ノ団体 4 郡市町村当局ノ指導 5

していくか、その具体化の方策をめぐってキメ細かな指導が行われていた。

との講義内容の項目をみてもあきらかなように、

民力涵養運動を進める意味づけや根拠づけと地域で計画をどのように実現

民力涵養計画 の特徴と実績 とりわけ注目しなければならないのは、訓令の要綱にも明示されていることがらであるが、民力涵養運動を 先進諸列強の国家状態と日本の現状とから比較するという視角に立っていたことである。その狙いは、 国際

的視野のもとで、日本国家の発達をはかるその基礎固めの理論的裏づけを確定しようとしたものである。それは二条嘱託

「自治ト国民修養」の項目――― 進ムベキ道 前途ノ障害ヲ除ケ、付欧米ノ実例 î 混沌タル思想界 ――における説明をみてもあきらかで、イギリス、ドイツ、アメリカ 2 何レニ向フカ)二 何ヲ以テ進ムヤ î 国民ノ質ノ改

他

民風を作興しようとしたのである。

もとで地方財政をたてなおす基礎知識を培養しながら地方制度の運用を円滑にするための実践方法をあみだし、民力の向上と 動きなどにもふれながら、 合衆国などの民力、自然的風土と日本のそれとの比較がふんだんに行われ、またマルクス主義、 日本の美風をいかに活かすべきかということに焦点がおかれていた。 ソビエト・ロシアの過激派の そしてとのような情況認識

個別的に地方や地域の運動の連携を密にしながら、 ける特殊性を認めつつも、 ヨリテ之レカ励行ヲ期スルコト能ハザルベキモ大体ニ共通スベキ方案ヲ」求めるよう説明していたことは、 しかも、 この講習の協議会で「民力涵養実行要目」を励行するにあたって、「各地方其状況ヲ異ニスル またそれを包括する普遍的な内容と方法を確立しようとすることを示すものであった。その意味で 統一化の方向を地域から自主的にさぐりだそうとする動きがでていたこと が故 運動の地域にお に二一様・ ナル 方案

督励スルヲ良策ナリトスベキモ大様左ノ方案ニ依リテ励行ヲ期スルヲ可ナリト認ム」と前置きし、次の七項目をあげていた。 町村役場ニ主任者ヲ置キ学事、 では協議会のテーマである「民力涵養実行要目励行方案」はどのようにもられてい 勧業等ニ直接関係アル要目ニ対シテハ郡市町村ニ於ケル是等事務担当者ト協力シテ適当ニ指導 たか。 いまそれをみると、「各郡市役所

は特筆しておいてよい。

各地方ニ適当ナル実行機関ヲ設クルコト

実行機関トシテハ戸主会、

実行組合会等ヲ特設シ或ハ各地方既設ノ戸主会、

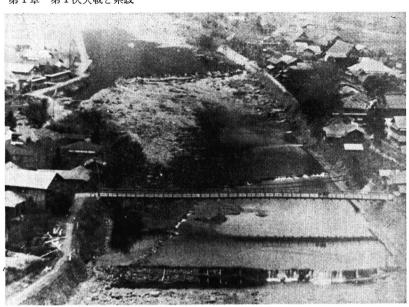
地方改良会、

在郷軍人分会、青年団、

婦人会等ノ諸団体ヲ

利用スルコト

- 三 前項各種団体ノ代表者ヲ以テ組合長トナシ郡市町村ニ於テ組合長会ヲ開クコト
- 四 実行機関ニ於テハ実行規約申合規約等ヲ定ムルコト
- 五 小学校補習学校生徒、処女会員等ニ対シテモ講話其他ノ方法ニヨリテ趣旨ノ徹底ヲ計リ励行ヲ期セシムルコト



1916年ごろの愛甲郡半原の日向橋付近

ろし、定着しつつあった。

鎌田正芳氏蔵

要ナル事項ヲ記入整理スルコト

六

実行機関ニアリテハ台帳ノ 備付ケ 其実施事項、成ルベク各地方ニ於テ実行指導員ヲ置クコト

実施成績、

其他必

たことも否定できない。しかもこの運動が地域にかなりの根をおある。このように、地方・地域の特殊条件を配慮して、これまで運動を進めてきたそれぞれの経験の交流を密にしながら組織だて、そして中央への集中化をうながした民力涵養運動は、第一次大戦後の日本の経済的危機、社会的・思想的混乱を防止するためた策定した計画であったことは事実である。しかし、この民力涵養運動はデモクラシーの諸潮流がかもしだす社会情勢と対抗し下あら民衆を動員していく強力な運動組織として位置づけられていから民衆を動員していく強力な運動組織として位置づけられていから民衆を動員していく強力な運動組織として位置づけられていから民衆を動員していく強力な運動組織として位置づけられていから民衆を動員していく強力な運動組織として位置づけられていたことも否定できない。しかもこの運動が地域にかなりの根をおから民衆を動員していく強力な運動組織として位置づけられていたことも否定できない。しかもこの運動が地域にかなりの根をおから民衆を動員していく強力を選手を表する。

第8表 神奈川県下郡市町村其他別主催民力涵養講演会実績(1919年4月~1924年3月)

第1編 大正期

			開	会		度	ŧ	数			
	郡	市	町	7	村	そ	の	他	計		
横浜市	12			0				0		12	
横須賀市	0			0				3		3	
久良岐郡	9	(1)			(2)			15 (7)		24	(10)
橘 樹川	1			11	(2)			9 (1)		21	(3)
都 筑"	12			23 (11)		,	28 (7)		63	(18)
三 浦〃	15	(12)		54	(5)		1	05 (6)	1	174	(23)
鎌 倉川	5			50	(5)			87 (5)	1	142	(10)
高 座〃	112	(86)	2	253 (70)			0	3	365 (156)
中 "	12	(2)		53	(1)			84 (4)	1	L 49	(7)
足柄上"	14	(16)		56 (18)		1	64 (14)	2	234	(48)
足柄下〃	1			26				14 (5)		41	(5)
愛 甲川	37			6	(3)			11 (3)		54	(6)
津久井〃	7			8	(1)	^		1 (5)		16	(6)
計	237	(117)	5	540 (1	18)		52	1 (57)	1, 2	298 ((292)
	参			加		,	٨	員			
	郡	市	町		村	そ	の	他	計	ŀ	
横浜市	9, 300		0				0		9, 300		
横須賀市	0		0			1,	300		1, 300		
久良岐郡	1,530	(500)		(7	700)	1,	200 ((1, 200)	2, 730	(2,	400)
橘 樹川	1, 200		2, 610	(1, 4)	(00	1,	480	(800)	5, 290	(2,	200)
都 筑"	4, 510		8, 225	(7, 4)	110)	4,	610 ((2, 250)	17, 345	(9,	660)
三 浦〃	3, 034 (12	, 920)	22, 945	(6, 2)	238)	22,	220 ((5, 125)	48, 199	(24,	283)
鎌 倉川	2, 620		11, 258	(3, 9)	950)	15,	885 ((4, 150)	29, 763	(8,	100)
高 座"	102, 900 (60	, 750)	190,000	(97, 3	300)		0		292, 900 (158,	050)
中 "	5, 689 (4	, 000)	9,920	(5	500)	11,	562	(3, 050)	27, 171	(7,	550)
足柄上"	5, 560 (16	, 000)	12, 780	(18, 5)	500)	28,	700(1	14,000)	47,040	(48,	500)
足柄下"	125		3, 771	(3	300)	3,	150	(1, 500)	7,046	(1,	800)
愛 甲川	27, 750		2, 980	(3, 4)	400)	4,	920	(1, 350)	35, 650	(4	, 750)
津久井"	1, 438		915	(3	300)		300	(5, 650)	2,653	(5	, 950)
計	165, 656 (94	, 170)	265, 404 (139, 9	998)	95,	327 (3	39, 075)	526, 387 (273	, 243)

¹⁾ 神奈川県社会課『民力涵養運動ノ概況』(1925年)から作成

^{2) 1919}年より24年までの5か年間の数字をまとめて再構成した

³⁾ 表中() 内の数字は活動写真会の開催数とその参加人員を示している

⁴⁾ 原典資料の数字において若干の誤謬があるが、これは推計によって修正した